

内共第三号共同漁業権漁場図

漁場の位置

筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第十一号、基点第十二号）から下流域及び同

支派流

漁場の区域

基点「第十一号」及び「第十二号」を結ぶ直線と基点「第十五号」及び「第十六号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第十七号」及び「第十八号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第七号」及び「第八号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第二十九号」及び「第三十号」を結ぶ直線から下流の寒水川、基点「第三十五号」及び「第三十六号」を結ぶ直線並びに基点「第三十七号」及び「第三十八号」を結ぶ直線から下流の龍津江川、基点「第四十一号」及び「第四十二号」を結ぶ直線から下流の田手川、基点「第四十三号」及び「第四十四号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第四十五号」及び「第四十六号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第四十七号」及び「第四十八号」を結ぶ直線から下流の中地江川の区域

基点第 十一号 福岡県久留米市城島町同市三瀧町境標柱
基点第 十二号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角
基点第 十五号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境

界標柱石

- 基点第 十六号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治瀬の南東角に設置された有明海
- 基点第 十七号 佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
- 基点第 十八号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和瀬西南角に設置した標柱
- 基点第 七号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角
- 基点第 八号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角
- 基点第 二十九号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋右岸角
- 基点第 三十号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井樋左岸角
- 基点第 三十一号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側右岸橋台角
- 基点第 三十二号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側左岸橋台角
- 基点第 三十三号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角
- 基点第 三十四号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角
- 基点第 三十五号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第 三十六号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第 三十七号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第 三十八号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋左岸角
- 基点第 三十九号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井樋右岸角
- 基点第 四十号 佐賀県神埼市千代田町託田、城東橋下流側右岸橋台角
- 基点第 四十一号 佐賀県神埼市千代田町下板、城東橋下流側左岸橋台角
- 基点第 四十二号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側右岸橋台角
- 基点第 四十三号 佐賀県佐賀市蓮池町大字小松字堂地、新橋下流側左岸橋台角
- 基点第 四十四号 佐賀県佐賀市諸富町大字大堂、加与丁橋下流側右岸橋台角
- 基点第 四十五号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、加与丁橋下流側左岸橋台角
- 基点第 四十六号 佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池、中地橋下流側右岸橋台角
- 基点第 四十七号 佐賀県佐賀市蓮池町大字貝島、中地橋下流側左岸橋台角
- 基点第 四十八号 佐賀県佐賀市蓮池町大字貝島、中地橋下流側左岸橋台角

